

令和5年

第11回農業委員会総会議案書

令和5年11月28日(火)

大竹市農業委員会

令和5年第11回農業委員会総会

1 日 時 令和5年11月28日(火)
午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所3階大会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	石井 昌嗣
2	佐多 亜也子	7	東田 保夫
3	齋藤 忠昭	8	丸小 操
4	中村 昭彦	9	橋村 實男
5	平尾 泰子		

(最適化推進員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
	上野 克己		中村 嗣孝

4 (欠席委員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局書記	金山 明男
事務局主幹兼農地係長	藤本 英樹		

令和5年第11回農業委員会総会日程

1 日 時 令和5年11月28日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	報告第14号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第4	報告第15号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和5年 第11回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

みなさん、おはようございます。ご多用の中農業委員会の方へ出席いただきありがとうございます。本日は農業委員9名中9名が出席、(欠席0名)で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第11回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、日程第1「議事録署名委員の指名について」です。

本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、6番 石井 昌嗣 委員、7番 東田 保夫 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続いて、日程第2の議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局(藤本)

それでは、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書は2ページ、位置図及び地番図は4ページをご覧ください。

申請地は、松ヶ原町字^{ほんどう}半道の3筆及び字鶯池の1筆で、面積合計は264,44平方メートル、地目は田、雑種地、原野で、現況は田及び畑となっています。

譲渡人は高齢のため、なかなか耕作できない状況のため、譲受人に譲り渡すとのことです。

なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。7番 東田委員お願いします。

東田委員

この土地は図面をご覧くださいとわかると思いますが、恵川のほとりにあります。かつて河川拡張工事により取り残された土地です。現在農業をしていない箇所ですが、隣家の方が自給的な農業をされるために購入されるとのことです。地目は田ですが、現状はイチジクやカキを少数ですが植えられている以外は原野のような状態です。購入後は、野菜、サトイモ、先に挙げた果樹以外にブルーベリーを植えたいとのことでした。現在購入者は経験もなく、農具も保有していませんが、農地の規模が小さく、また譲受人の意欲も高いので、耕作に問題があるとは考えていません。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第3 報告第14号「農地法第4条 第1項 第7号の規定に

よる農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（藤本）

それでは、報告第14号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。

今回は三件ございますので順番に説明させていただきます。

まずは順位1です。議案書は5ページ、地図は6ページをご覧ください。

届出地は、油見三丁目の1筆で、地目は田、面積は162㎡です。

届出人は、駐車場用地として利用するため転用するものです。

地区担当委員さんから、住宅地の中にあり、道路と住宅に接していて、近隣の農地に影響を及ぼすことはないというご意見をいただいております。

10月11日にこの届出を受理しております。

続いて順位2です。議案書は同じく5ページ、地図は7ページをご覧ください。

届出地は、小方一丁目の1筆で、地目は田、面積は98㎡です。

届出人は、住宅用地として利用するため転用するものです。

地区担当委員さんから、住宅地の中にあり、道路と住宅に接していて、近隣の農地に影響を及ぼすことはないというご意見をいただいております。

10月13日にこの届出を受理しております。

続いて順位3です。議案書は同じく5ページ、地図は8ページをご覧ください。

届出地は、西栄三丁目の1筆で、地目は畑、面積は6.60㎡です。

届出人は、駐車場用地として利用するため転用するものです。

地区担当委員さんから、住宅地の中にあり、道路と住宅に接していて、近隣の農地に影響を及ぼすことはないというご意見をいただいております。

10月16日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（異議なしの声）

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

続いて、日程第4 報告第15号「農地法第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、報告第15号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

今回は二件ございますので順番に説明させていただきます。

まずは順位1です。議案書は9ページ、地図は11ページをご覧ください。

届出地は、西栄三丁目の1筆、登記地目は畑、現況は休耕地、面積は391㎡となっています。

転用目的は譲受人が申請地を住宅用地として利用する目的で取得するものです。
地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

10月16日にこの届出を受理しております。

続いて順位2です。議案書は10ページ、地図は12ページをご覧ください。

届出地は、立戸一丁目の1筆で、地目は畑、面積は218㎡です。

届出人は、駐車場用地として利用するため転用するものです。なお、現地に自動車の乗り入れは不可能であるため、譲受人に聞き取りを行ったところ、自動車以外の車両、自転車等になるようですが、それらの駐車場として使用することです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

10月30日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。7番東田委員、お願いします。

東田委員

順位1について、14号議案のところで隣の畑とセットのようにになっている土地であります。農地については現況が休耕地となっています。宅地となっている箇所は非常に狭小な細長い土地で、その隣が休耕地というのは理解しがたいのでどのような状況か教えていただけますでしょうか。

正木会長

事務局から説明をおねがいします。

事務局（藤本）

現地を確認したところ、回覧の写真のとおり宅地が通路のような形になっており、そこは畑と一体ではないようになっておりますので宅地となっています。この判断を行っているのは課固定資産税部局です。また、現地については実際畑として利用しているのではないので今回の判断とさせていただきます。

正木会長

そのほか、質疑等がありますか。3番、齋藤委員。

齋藤委員

事由について報告14の順位3と報告15の順位1、同じ土地で事由が違うのですがこれはどういうことですか。

正木会長

事務局から説明をおねがいします。

事務局（藤本）

事由についてですが、まず届け出がそのように提出されています。実際の図面について確認を行うというわけではないのですが、申請を読み解くと駐車場の一部として使用するのではないかと考えております。

正木会長

齋藤委員よろしいですか、はい3番、齋藤委員。

齋藤委員

ということは整合性については問わないという解釈ができますがどうでしょうか。

事務局（藤本）

整合性について、転用後の用途について市街化区域の4条5条の届け出に関し、書類の添付を求めています。したがって詳細については分かりかねます。よって申請内容を読み解いて用途を考えていくということになります。

正木会長

そのほか、質疑等がありますか。

（質疑なしの声）

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第11回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。